

九州大学馬出地区職員駐車場における特定の種類の事業等に従事する者の利用に関する細則

令和3年度九大細則第19号
制定：令和3年9月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学構内交通規程（平成21年度九大規程第20号。以下「規程」という。）第7条第1項ただし書及び同条第5項第1号ニ並びに規程第17条に基づき、特定の種類の事業等に従事する者による九州大学馬出地区職員駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 特定の種類の事業等に従事する者とは、専ら医薬情報の提供及び収集を目的として医薬情報担当者（Medical Representative）を常態的に派遣する者をいう。

(入構証)

第3条 前条に掲げる者に発行する入構証の種類は、普通入構証とする。

(利用負担金)

第4条 第2条に掲げる者は、利用負担金として、発行を受けた普通入構証の発行日の属する事業年度ごとに年額240,000円を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された利用負担金は返還しない。ただし、普通入構証の有効期間が1月を超えて残っており、かつ、馬出地区キャンパス構内への入構を中止する場合は、利用負担金の返還を請求できるものとする。

3 返還を請求できる金額は、20,000円に入構を中止する日が属する月の翌月から有効期間の末日が属する月までの月数を乗じて算出した額とする。

(駐車場区画の指定)

第5条 第3条に定める入構証の発行を受けた者（以下「入構証の発行を受けた者」という。）は、指定する駐車場区画を利用することとする。指定された区画以外に駐車した場合は、馬出地区キャンパス構内への入構許可を取消すことがある。

(損害賠償)

第6条 入構証の発行を受けた者は、その責に帰すべき事由により、駐車場の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場内における損害)

第7条 駐車場内における次の各号に掲げる事項によって生じた損害については、九州大学は、その責任を負わない。

- (1) 自動車相互の接触又は衝突
- (2) 自動車と人の接触又は衝突
- (3) 自動車と施設・設備等の接触又は衝突
- (4) 盗難
- (5) 天災地変

(事務)

第8条 駐車場に関する事務は、病院事務部経理課において処理する。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。